

恵庭市告示第 11 号

恵庭市未収金に係る債権回収の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定及び恵庭市会計規則（平成 9 年規則第 11 号）第 36 条第 3 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

恵庭市長 原 田



1. 委託事務

恵庭市未収金に係る債権回収委託業務

2. 委託の相手方

札幌市中央区大通西 10 丁目 4 番 16 号 ダンロップ SK ビル 4 階
弁護士法人みずなら総合法律事務所

3. 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで